

# 清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する 条例解説及びガイドライン

## 1 条例解説及びガイドライン策定の目的

清瀬市では、清瀬市安全安心なまちづくり条例に基づき、市民が安全及び安心して暮らせるまちを実現するため、「清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を平成27年10月より施行することとなりました。この条例を補完するために、条例施行規則と併せ条例解説及びガイドラインを策定しました。

## 2 対象となる防犯カメラ

対象となる防犯カメラについては、条例及び施行規則に定めていますが、市が管理する施設や公道をはじめ公園等、不特定多数の方が集まる場所において設置する防犯カメラを対象とします。詳細は、P1・P2をご参照ください。

## 3 設置運用基準

防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

また、管理責任者等を定め防犯の抑止効果や事件の早期解決に推進するとともに、市民のプライバシーの保護を確保するため、設置運用基準を市へ届出て、適正な運用に努めます。

詳細は、P3をご参照ください。

## 4 映像データの開示等

防犯カメラ設置者は、市民から映像データの開示を求められたときは、防犯カメラの設置目的に照らして、合理的な理由及び方法によって対処します。また、第三者提供においては、条例第7条に規定し、制限を設けております。詳細は、P8・P9をご覧ください。

## 5 苦情処理など

防犯カメラ設置者及び管理責任者等は、防犯カメラによる人権侵害が疑われた場合、救済に動くよう速やかに対応します。詳細は、P10をご覧ください。

## 清瀬市防犯カメラの設置及び運用に関する条例解説及びガイドライン

### (目的)

第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項を定め、防犯カメラを適正に管理等することによって清瀬市安全安心なまちづくり条例(平成15年条例1号。以下「まちづくり条例」という。)第2条に規定する市の責務となる施策を推進し、市民等の権利及び利益の保護並びに安全及び安心に暮らせることを目的とする。

解説・・・防犯カメラは、犯罪の抑止効果や早期解決に役立つものとして、金融機関や商業施設などにおいて設置されていることが多くなりました。しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラによってプライバシーを侵害されていると感じる人もおり、このため、撮影される人への配慮が必要となります。このため、防犯カメラによる犯罪抑止と市民等のプライバシー保護の両面の観点から、市民が安心して安全に暮らせる街の実現に向けた目的としています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。

解説・・・施行規則第3条に規定しているとおり、以下の場所を指します。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3項に規定する都道、第3条第4項に規定する市道及び清瀬市公共物管理条例(平成13年条例第19号)第2条第2項に規定する道路
- (3) 鉄道の駅の自由通路
- (4) 清瀬市立公園条例(昭和51年条例第6号)に規定する公園、清瀬市立ポケットパーク設置要綱(平成21年訓令第52号)に規定するポケットパーク及び清瀬市こどもの遊び場設置要綱(昭和55年訓令第6号)に規定するこどもの遊び場

例示として・・・具体的に市庁舎、道路、公園、広場、鉄道専用通路を指しています。

(2) 防犯カメラ 犯罪の抑止、予防及び再発防止を目的として設置し、公共の場所を継続的に撮影するための装置であって、撮影した映像を表示又は記録する機能を有するものをいう。

解説・・・継続撮影期間は概ね7日から10日を越えれば、ここでの防犯カメラとする。

例示として・・・イベント等での二日三日程度のカメラは該当しない。

(3) 市民等 市民及び市内に滞在する者(通過する者を含む)をいう。

解説・・・住民票の有無に関わらず、通行人の方も含まれます。

(4) 映像データ 防犯カメラの映像表示装置に表示又は録画装置に記録された映像の情報であつて、当該情報から特定の個人を識別することができるものをいう。

解説・・・一般的な防犯カメラをさします。但し、個人を特定できない画素のものやダミーの防犯カメラは含めません。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置する者及び防犯カメラを運用する者は、市民等がその容貌や姿態をその意に反して撮影されない自由を有することを尊重し、防犯カメラの設置及び運用に関し、必要な措置を講じなければならない。

解説・・・「市民等がその容貌や姿態をその意に反して撮影されない自由を有すること」は憲法13条（個人の尊重と公共の福祉）に保障されている重要な権利のひとつであることから、公共の場所での防犯カメラの設置運用について慎重に取り扱わなければならないことを規定しています。本条例では設置運用基準の策定や届出などの責務を課す対象者を、市、町会、自治会、商店会等としています。全ての防犯カメラの設置者がこの基本原則を遵守して、適正な設置及び運用に努めることを求めるものです。



(設置運用基準の届出等)

第4条 公共の場所に防犯カメラを設置しようとする次の各号に掲げるものは、規則の定めるところにより防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、市長に届け出なければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び第244条の2第3項に規定する清瀬市の公の施設の指定管理者

解説・・・都や市又は普通地方公共団体が指定する公の施設が防犯カメラ設置主体となる場合、所定の届出様式を市長へ届け出る必要があります。

(2) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び町会、自治会等これらに準ずる団体

解説・・・自治会や町会においても防犯カメラ設置主体となる場合、所定の届出様式を市長へ届け出る必要があります。

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（商店街に係るものに限る。）及びこれらに準ずる団体として規則で定める団体

解説・・・商店街や商店会においても防犯カメラ設置主体となる場合、所定の届出様式を市長へ届け出る必要があります。

(4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者

解説・・・鉄道事業者においても条例施行規則第3条第1項第3号に規定する鉄道駅の自由通路に防犯カメラを設置する場合、所定の届出様式を市長へ届け出る必要があります。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

解説・・・前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合は届け出る必要があります。

例示として・・・防犯協会など何らかの任意団体による防犯カメラの設置が考えられます。

2 前項に規定する届出をした者が当該届出の内容を変更したときは、規則で定めによりその旨を市長に届け出なければならない。

解説・・・設置管理者の変更や撮影箇所の変更などが生じた場合は、変更の届け出が必要です。また、第4条は、設置運用基準の策定や市への届け出などの責務を課す対象者を規定したものです。清瀬市安全安心なまちづくり条例では、市民の生命、身体、財産を脅かすような案件に対して、地域が中心になって未然に防止に取り組み、その被害を最小限にとどめることが重要であるとしています。

本条例においても防犯施策の一つを具体化したものであることから、設置運用基準の策定や市への届け出などの責務を課す対象者について、地域が中心となって防犯に取り組むという観点から、地域全体で防犯活動を行なうことができる団体、また、不特定多数の市民が利用する鉄道事業者としています。

例示として・・・設置運用基準の届出等について以下の内容です。

防犯カメラの設置目的	
防犯カメラの設置年月日	年 月 日
防犯カメラ管理責任者	防犯カメラ管理責任者：
	連絡先：
	防犯カメラを取り扱う者：
設置場所及び撮影範囲	場所：
	施設名：
	撮影範囲（別紙参照）
防犯カメラの機器構成	カメラ： 台
	映像表示装置： 台
	映像録画装置： 台
	その他： 台
映像データの措置等	保管場所：
	保管方法：
	保管期間：
	廃棄方法：
防犯カメラ設置の表示	表示場所（別紙参照）
	表示内容：
	設置者の名称：
	連絡先：
	設置数： 箇所
その他	

(防犯カメラ設置者の責務)

第5条 防犯カメラを設置する者は、次の各号に掲げる事項を遵守して防犯カメラを管理及び運用しなければならない。

(1) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。

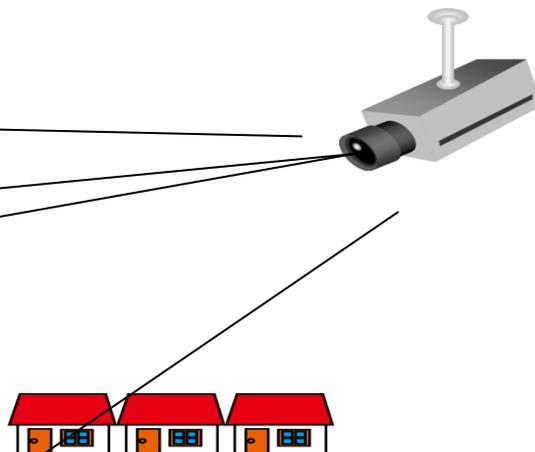
解説・・・管理責任者を置くことを義務付け、この管理責任者は、防犯カメラに関する業務を適切に執行する役職にあり、防犯カメラの運用に関し一定の責任を担うこととします。こうすることで、不正使用や複数人の使用を抑制しプライバシーの権利に十分配慮します。

(2) 防犯カメラで撮影する目的に応じて撮影範囲を必要最小限とすること。

解説・・・これは、撮影される人のプライバシーの権利に十分配慮が必要であることから、カメラの設置台数やカメラの角度を調整し撮影範囲などの制限を設けるものです。

例示として・・・カメラの角度を最大限に調整しても物理的に第三者の私的空間が撮影されてしまうのであれば、マスキング加工などを使用し、対処するののも一つの方法です。

出来るだけ、角度等を調整し、必要最小限度の撮影範囲となるよう努めます。



- (3) 防犯カメラの撮影範囲であって、かつ、見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の氏名又は名称を表示すること。

解説・・・防犯カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設置者は防犯カメラを設置した区域の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の名称を分かりやすく表示するものとしています。このことで、犯罪の抑止効果が期待できます。

例示として・・・下記のような標記をイメージしてください。

**防犯カメラ撮影中**

株式会社○○○○○

**防犯カメラ作動中**

○○○○○自治会(長)

- (4) 防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例の規定を遵守させること。

解説・・・本条は、届け出義務者が防犯カメラを設置する場合のプライバシー保護の観点から講じる措置を規定したものです。

例示として・・・分譲マンションの管理組合などが考えられます。監理業務を民間の警備会社などに委託する場合も同様に本条例の規定を遵守します。

(管理責任者等の責務)

第6条 防犯カメラを設置する者、管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「設置者等」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守して、防犯カメラを適正に管理及び運用すること。

解説・・・設置運用基準とは、規則で定めるとおり防犯カメラの設置目的、設置年月日、撮影対象区域、設置の表示、管理責任者の指定、機器構成、画像データの保管場所・保管方法・保管期間及び廃棄方法、苦情の処理に関する事、その他市長が必要と認めることとしています。

- (2) 映像データから知り得た情報を他に漏らさないこと。この場合において、設置者等の職を退いた後も同様とする。

解説・・・管理責任者及び取扱者は、映像データには多数の市民等の個人情報が含まれていることから、その取扱いについては慎重に期すべきであり、知りえた情報漏洩をしてはいけません。職を退いた後も当然のことです。

- (3) 映像データを編集又は加工してはならないこと。

解説・・・映像データ及び記録媒体については、記録媒体の小型化や記録容量の増大、映像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、映像データの持ち出しや複写が容易な状況になっていることから、個々の状況に応じて、厳重な取り扱いをしなければならない。

- (4) 映像データを複製又は印刷しないこと。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

解説・・・コピー、複製についても通常は禁止とします。また、USBやSDカードを本体のモニターから抜き取り、他のモニターで見ることも複製と見なすこととします。

ただし、機械のメンテナンス上どうしてもやむなく、コピー等を試験的に行わなければならない場合などは、管理者の裁量で実施できるものと解します。

- (5) 映像データの保管は施錠できる保管庫等を活用するなど、不正使用、盗難、散逸等を防止する必要な措置を講ずること。

解説・・・映像データ及び記録媒体については、記録媒体の小型化や記録容量の増大、映像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、映像データの持ち出しや複写が容易な状況になっていることから、個々の状況に応じて、厳重な取り扱いをしなければならない。

- (6) 映像データの保管期間を定め、保管期間が経過したときは速やかに映像データを消去すること。

解説・・・規則第5条に規定しているとおり、30日間の範囲内で設置者等が定める期間とします。これは、防犯カメラにも様々な種類が存在するため、その機種の特性に合わせ設定できるものとします。

(映像データの情報提供の制限)

第7条 設置者等は、次の各号に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに係る情報を他に提供してはならない。

(1) 映像で識別される特定の人の同意がある場合

解説・・・個人を判別できる画像を提供する場合には、その映っている本人の同意を得ることが必要です。本人から同意を得ることができずプライバシー等を保護する必要がある場合には、本人が判別できない画像を使用するか、またはモザイク加工をするなどの措置が必要です。

(2) 法令に定めがある場合

解説・・・弁護士法第23条の2第2項による弁護士会からの照会、刑事訴訟法197条第2項に基づく捜査に関する照会等が想定されますが、それが任意事項か、強制規定であるか、何人でも請求できるものであるかなど十分考慮したうえで慎重に取り扱うものとします。

(3) 市民の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由がある場合

解説・・・市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合は、災害、消防、救助活動など緊急事態が発生した場合、市民の生命、身体及び又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められる場合を言います。

例示として・・・災害などで映像によって広域的な応援を呼び掛けるときなど、行方不明者の捜索や時間的余裕がなく画像の提供を行なう以外適当な手段がない場合。

(映像データの開示)

第8条 設置者等は、市民等が自己に関する映像データの開示を求めたときは、当該市民等が必要であると認める範囲内で合理的な方法により、当該映像データを開示するよう努めなければならない。

解説・・・本条は、本人からの自己データの開示について規定したものです。管理責任者は、防犯カメラの設置目的に照らして必要と考えられる場合、他人のプライバシーを侵害しない範囲で、開示するよう努めるものとします。

例示として①・・・ 防犯カメラの画像の視聴は原則できませんが、自己の映像が映っていることにより、事件のアリバイを証明しなければならないケースなど、合理的な理由を対象とします。

例示として②・・・ 防犯カメラの画像の視聴は原則できませんが、スリの被害に遭ったことを自身で確認するケースなど、合理的な理由を対象とします。

例示として③・・・ 偶然に撮影されていたと考えられるケースで交通事故の原因を調査や研究するにあたっての確認するケースなど、合理的な理由を対象とします。

例示として④・・・ 冤罪が疑われたケースなど、合理的な理由のみを対象とします。



(苦情の処理)

第9条 設置者等は、市民等が防犯カメラの運用又は映像データの取扱いに苦情を申し出たときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

解説・・・市民からの苦情については、まず設置者等が適切に対処するとしています。市としても、市民等のプライバシーの保護について責任があり、設置者などが適切に対応しない場合は、市に対しても苦情の申し出ができ、市は速やかに対応することとしています。考えられるケースとしては、本条例の基本原則に則り4条から8条までの規定を忠実に実施していない場合の、欠落事項について対処していかねばなりません。

また、対応の際には、設置者等は、必要に応じて調査、検査等を行ない、苦情の趣旨、内容に即した解決に努めることが大切です。

2 市民等は、設置者等が前項に規定する苦情の申出に必要な措置を講じないときは、市長に苦情を申し出ることができる。

解説・・・市民からの苦情については、まず設置者等が適切に対処するとしています。市としても、市民等のプライバシーの保護について責任があり、設置者等が適切に対応しない場合は、市に対しても苦情の申し出ができ、市は速やかに対応することとしています。

3 市長は、前項に規定する苦情の申出がされたときは、速やかに適切な処理に努めるものとする。

解説・・・市民からの苦情については、まず設置者等が適切に対処するとしています。市としても、市民等のプライバシーの保護について責任があり、設置者等が適切に対応しない場合は、市に対しても苦情の申し出ができ、市は速やかに対応することとしています。

(報告等)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、設置者等に防犯カメラの管理、運用等について資料の提出又は口頭による報告を求めることができる。

解説・・・必要があると認めるときとは、あくまでも合理的な観点から判断します。

例示として・・・警察の捜査に絡むことや、前条に規定されていた市民からの苦情の内容などを見て報告を求めます。

2 市長は、前項に規定する報告等を受けて調査し、第4条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該設置者等に当該違反する行為の中止その他是正に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

解説・・・違反する行為とは、主に6条に規定する、映像データの守秘義務、編集、加工、複製印刷など遵守事項を十分に果たしているかどうか、また、所在を明らかにするための届け出やプライバシー保護の観点に配慮した必要最小限度のカメラ台数や撮影範囲としているかを見極めます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

解説・・・本条は、本条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合には、市長が定めることを規定したものです。